

令和 7 年度〔後期〕 財務監査(工事監査)及び行政監査
の監査結果に係る措置通知事項の公表について

令和 8 年 6 月 29 日

監 査 事 務 局

長崎市監査公表第 9 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 8 年 6 月 29 日

長崎市監査委員 小田 徹
同 三谷 利博
同 永尾 春文
同 山崎 猛

1 監査の種類

財務監査(工事監査)及び行政監査(令和 8 年 2 月 13 日付 長崎市監査公表第 1 号)

2 監査の期間

令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 1 月 27 日まで

3 措置を講じた部局

| 区分 | 部局名 | 所属名 |
|----|----------|--------|
| 指摘 | 環境部 | 環境整備課 |
| | 土木部 | 土木建設課 |
| | 土木部 | 土木防災課 |
| | 上下水道局事業部 | 水道建設課 |
| | 上下水道局事業部 | 下水道建設課 |
| 意見 | 財務部 | 検査指導室 |

4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

指摘事項

| 所属名 | 指摘 | 措置 |
|--------------|--|--|
| 土木部 土木建設課 | <p>1 市道諏訪町桜町1号線道路改良ほか工事 (1) 既存道路との交差点部において、構造物等の計画高と現地盤高の相違や急勾配の道路横断についての再検討を依頼する協議に対し、内容の照査や地元協議に時間を要するものであったものの、処理・回答に 7 か月余り要し、工事の円滑な進捗に影響を与えていた。適正な設計を行われたい。</p> | <p>設計の精度によるところがあり現場で作業に入って判明したもので、本件は特異な例と考えている。 なお、今後の詳細設計委託の際にはきめ細かく周辺の状態を検討のうえ成果品の精査を行う必要があると認識しているため、所属の職員に対して指摘内容について周知した。</p> |
| | <p>1 市道諏訪町桜町1号線道路改良ほか工事 (2) 変更見込金額が当初の請負代金額の 20%を超える設計変更が生じたにも関わらず、その必要が生じた際に、遅滞なく契約変更の手続きを行っていなかった。適正な契約を行われたい。</p> | <p>現契約からの 20%という誤った認識でいたことから生じたものである。 また、今後同様の事態を生じさせないよう、所属の職員に対して指摘内容について周知を行い、再発防止に努めた。</p> |
| | <p>1 市道諏訪町桜町1号線道路改良ほか工事 (3) 請負工事に関する契約書等の文書の積算根拠となる、見積書の一部について紛失していた。適切な書類管理を行われたい。</p> | <p>必要となる見積書の整理を行った。 また、所属の職員に対して指摘内容について周知を行い、再発防止に努めた。</p> |
| | <p>2 稲佐山公園噴水整備工事 (1) 設計変更に伴う請負代金の変更について、受注者との協議により、減工した工事費と追加した工事費を相殺とし、契約変更の手続きを行っていなかった。適正な契約を行われたい。</p> | <p>所属の職員に対して指摘内容について周知を行い、再発防止に努めた。</p> |
| | <p>2 稲佐山公園噴水整備工事 (2) チェーンソーによる伐採等作業の際に、事業者は、労働者に下肢の切創防止用防護衣を着用させていなかった。適切な安全管理の指導を行われたい。</p> | <p>受注者に対し、口頭指導を行い、再発防止を図るとともに、今後の発注工事に関しては、工事発注前に通知する「工事着工前の確認事項」内に記載している労働安全衛生規則の徹底について受注者と確認を行う。 また、所属の職員に対して指摘内容について周知を行い、再発防止に努めた。</p> |

指摘事項

| 所属名 | 指摘 | 措置 |
|--------------------|---|---|
| 上下水道局事業部 水道建設課 | 1 元船町(径 700・300・200 耗)配水管布設工事 (1) 薬液注入材に使用した化学物質において、事業者は消防活動阻害物質として消防法に基づく届け出を行っていなかった。法令遵守の指導を行われたい。 | 3月23日に、作成した資料をもとに、課内で勉強会を実施し、再発防止に努めることとしている。 |
| | 2 高島地区海底送水管詳細設計測量調査業務委託 (1) 請負工事に関する予定価格の積算根拠となる徴取した見積書について、見積有効期限の誤った認識により、採用できる見積書を除外して歩掛の決定を行ったことで、予定価格が過少となっていた。適正な積算を行われたい。 | 3月23日に、作成した資料をもとに、課内で勉強会を実施し、再発防止に努めることとしている。 |
| | 2 高島地区海底送水管詳細設計測量調査業務委託 (2) 積算基準書に示されている関係機関打合せ協議に関する歩掛を適用せず、徴取した見積書による歩掛を適用していたことで、予定価格が過大となっていた。適正な積算を行われたい。 | 3月23日に、作成した資料をもとに、課内で勉強会を実施し、再発防止に努めることとしている。 |
| 上下水道局事業部 下水道建設課 | 1 文教排水区(文教町)雨水渠推進工事 (1) 変更見込金額が当初の請負代金額の 4,000 万円を超える設計変更が生じたにも関わらず、その必要が生じた際に、遅滞なく契約変更の手続を行っていなかった。適正な契約を行われたい。 | 3月26日に、作成した資料をもとに、課内で勉強会を実施し、再発防止に努めることとしている。 |

意見

| 所属名 | 意見 | 措置 |
|----------------------|---|--|
| <p>財務部 検査指導室</p> | <p>1 監査結果における不適切事案への再発防止 これまでの工事監査で、指摘・指導・注意された事項に類似の事案が確認された。 再発防止に向けて、これまでの監査報告書での指摘等を他部局も含めて確認するとともに、職場内での研修活動の充実と、公共工事の品質確保を図る取り組みに努められたい。</p> | <p>不適切事案の再発防止を図るため、工事関係課職員を対象とした情報共有会議を開催し、事案の概要および発生原因の周知、並びにその対応について確認するなど、適正な事務処理の徹底を指導し、職員の意識啓発に努めた。</p> |
| | <p>2 計画的な設計及び施工について 関係行政機関や支障物件管理者及び関係住民との協議が整っていない状況で発注公告を行った結果、契約後に協議に要する時間が必要となり、工事・履行期間の延長や設計内容の変更が必要となる事案が引き続き発生している。 設計時に協議及び調整を事前に行うことで、必要な対応や調整期間を見込んだ発注とすることや、施工業者決定後の確認事項を減らし、予定工期内で工事を完了することも可能であった点が認められる。 当初の想定より工事期間が延びることで、公共工事の受注機会や道路等の利用者に影響を及ぼすことから、設計時の協議及び調整については、適切に行われたい。</p> | <p>各専門職種(土木・建築・電気・機械)の技術職員を対象とした研修において、事案の概要および発生原因の周知、並びにその対応について確認し、不必要な設計変更や工期延長が生じないよう職員への指導徹底を図る。</p> |